



## ●被保険者の注意事項

1. ①欄は健康保険の被保険者証に書いてあります。
2. 診療を受けたのではなく薬剤の支給だけを受けた場合と医師以外の者から手当てを受けた場合は、⑦⑧⑨⑩⑪の欄は、そのように読みかえてください。
3. ⑯欄は被保険者の署名捺印を、⑰欄には、事業所の受領代理人の署名捺印を必ずしてください。
4. ⑱欄は退職後の請求である場合に振込先（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）を記入してください。（委任状欄を記入する必要はありません。）
5. 医療機関及び月毎に療養費支給申請書が必要になります。

## ●添付書類についての注意

次の各場合には⑱の領収明細書の記入は必要ありません。

1. 歯科診療に関する申請のときは、歯科の「診療報酬明細書（レセプト）」と「領収書（原本）」を添付してください。
2. 輸血に関する申請のときは、「輸血を必要と認めた担当医師の証明書」及び「血液代金の領収証書」を添付してください。
3. コルセット、ギプス、義肢等に関する申請のときは、それらの「装着が傷病の治療のため必要と認めた担当医師の証明書」及び「実費についての領収証書（明細含む）」を添付してください。

## ●医師の注意事項

すでに、申請の対象となる費用について領収証書を発行しているときは「領収」の字句を消し、「診療明細書」として所定の事項を記入してください。